

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第5項において準用する第22条第6項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： 法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間： 14日
申 請 先： 当該合格証明書の交付を受けた警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 北海道警察本部生活安全部保安課警備業係 （電話011-251-0110） 当該合格証明書の交付を受けた警察署が所在する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 (所在する警察署が函館方面の場合（電話0138-31-0110）) (所在する警察署が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）) (所在する警察署が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）) (所在する警察署が北見方面の場合（電話0157-24-0110）)
備 考：